

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 制定した訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

(2) 内容

職員個々の事情に応じて勤務時間の選択肢を広げることで、職員のワーク・ライフ・バランスの向上や健康の維持・向上に資することを目的に時差勤務制度を導入するもの

(3) 施行期日

令和2年3月1日

2 臨時代理を行った日

令和2年2月21日

3 臨時代理を行った理由

令和2年3月1日から「時差勤務」を開始することに伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「前各項」を「第1項から第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 前各項の規定にかかわらず、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第7条の2第1項の規定により代休日を指定して休日に勤務を命ずる場合において業務の都合により必要と認めるときは、所属長は、前各項の規定により定められた当該休日における職員の勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。

第2条第4項中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、「にかかわらず、」の次に「育児短時間勤務（」を加え、「第10条第1項及び同法」を削り、「（以下「育児短時間勤務等」という。）をする」を「を含む。）をしている」に、「別表第4のとおりとする」を「、別表第4に定めるとおりとする」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「のとおりとする」を「に定めるとおりとする」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「学校」を「前2項の規定にかかわらず、学校」に、「のとおりとする」を「に定めるとおりとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「職員（学校に勤務する職員を除く。）」を「前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員」に、「のとおりとする」を「に定めるとおりとする」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

休憩時間 正午から午後1時まで

週休日 日曜日及び土曜日

別表第1中

「

事務局	事務局に勤務する職員	38時間45分	8：30～17：15	12：00～13：00	日曜日及び土曜日
総合教育センター	総合教育センターに勤務する職員	38時間45分	8：30～17：15	12：00～13：00	日曜日及び土曜日
学校給食センター	学校給食センターに勤務する一般事務職である職員	38時間45分	1 7：45～16：30	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
			2 8：30～17：15		

」

を

「

共通	時差勤務（職員の申請を考慮した第2条第1項の勤務時間と異なる勤務時間の割振りによる勤務をい	38時間45分（所属長）	時差勤務 (1) 7：30～16：15 (2) 8：00～16：45 (3) 9：00～17：45 (4) 9：30～18：15	12：00～13：00 （この表の種別の欄に掲げる職員については、時差勤務に係る	日曜日及び土曜日。 ただし、この表の種別の欄に掲げる職員については、時差勤
----	---	--------------	--	---	--

	う。以下同じ。)をしている職員		(5) 10:00～ 18:45	勤務時間が割り振られる前の勤務の休憩時間として定められている時間)	務に係る勤務時間が割り振られる前の勤務の週休日として定められている日
学校給食センター	学校給食センターに勤務する職員(一般事務職である職員を除く。)	38時間45分(所長)	1 7:45～16:30	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
			2 8:30～17:15		

」

に改め、同表備考第1項中「(事務局及び総合教育センターの項を除く。)」を削り、「、1週間」を「1週間」に、「となるように」を「を超えない範囲で」に、「割振り」を「割振り等」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年3月1日から施行する。

制 定 理 由

時差勤務をしている職員の勤務時間等を定めるため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号</p> <p>(第1条 略) (勤務時間等)</p> <p>第2条 <u>職員</u>の勤務時間等は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで</u> <u>休憩時間 正午から午後1時まで</u> <u>週休日 日曜日及び土曜日</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、学校に勤務する職員の勤務時間等は、別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別表第3に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員の勤務時間等については、別表第4に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>6 前各項の規定にかかわらず、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第7条の2第1項の規定により代休日を指定して休日に勤務を命ずる場合において業務の都合により必要と認めるときは、所属長は、前各項の規定により定められた当該休日における職員の勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</u></p> <p><u>7 所属長は、業務の都合により必要と認めるときは、第1項から第5項までに規定する職員の勤務時間及び休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下</u></p>	<p>○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号</p> <p>(第1条 略) (勤務時間等)</p> <p><u>〈新設〉</u></p> <p>第2条 <u>職員（学校に勤務する職員を除く。）</u>の勤務時間等は、別表第1の<u>とおりとする。</u></p> <p><u>2 学校に勤務する職員の勤務時間等は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別表第3のとおりとする。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項及び同法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をする職員の勤務時間等については別表第4のとおりとする。</u></p> <p><u>〈新設〉</u></p> <p>5 所属長は、業務の都合により必要と認めるときは、<u>前各項</u>に規定する職員の勤務時間及び休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げる等の方法に</p>

改正後						改正前					
げる等の方法により変更することができる。 (第3条～第4条 略)						より変更することができる。 (第3条～第4条 略)					
別表第1 (第2条関係)						別表第1 (第2条関係)					
所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日	所属	種別	1週間の勤務時間 (勤務時間等を割り振る者)	勤務時間	休憩時間	週休日
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>事務局</u>	<u>事務局に勤務する職員</u>	<u>38時間45分</u>	<u>8:30～17:15</u>	<u>12:00～13:00</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>総合教育センター</u>	<u>総合教育センターに勤務する職員</u>	<u>38時間45分</u>	<u>8:30～17:15</u>	<u>12:00～13:00</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>学校給食センター</u>	<u>学校給食センターに勤務する一般事務職である職員</u>	<u>38時間45分</u>	<u>8:30～17:15</u>	<u>12:00～13:00</u>	<u>日曜日及び土曜日</u>
<u>共通</u>	<u>時差勤務(職員の申請を考慮した第2条第1</u>	<u>38時間45分(所属長)</u>	<u>時差勤務(1) 7:30～16:15</u> <u>(2) 8:00～16:45</u>	<u>12:00～13:00</u> <u>(この表の種別の</u>	<u>日曜日及び土曜日。ただし、この表の種別の欄に</u>	<u>〈新設〉</u>					

改正後						改正前					
	<u>項の勤務時間と異なる勤務時間の割り振りによる勤務をいう。以下同じ。)を</u> <u>している</u> <u>職員</u>		(3) 9:00 ~17:45 (4) 9:30 ~18:15 (5) 10:00 ~18:45	欄に掲げる職員については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる前の勤務の休憩時間として定められている時間)	掲げる職員については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる前の勤務の週休日として定められている日						
学校給食センター	学校給食センターに勤務する職員(一般事務職である職員を除く。)	38時間45分(所長)	1 7:45~16:30 2 8:30~17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	学校給食センター	学校給食センターに勤務する職員(一般事務職である職員を除く。)	38時間45分(所長)	1 7:45~16:30 2 8:30~17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
図書館(図書館分館にあっては、麻生図書館柿生分館に限る。)	図書館(中原図書館及び麻生図書館柿生分館を除く。)に勤務する	38時間45分(館長)	1 8:30~17:15 2 10:30~19:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日	図書館(図書館分館にあっては、麻生図書館柿生分館に限る。)	図書館(中原図書館及び麻生図書館柿生分館を除く。)に勤務する	38時間45分(館長)	1 8:30~17:15 2 10:30~19:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日

改正後						改正前					
	職員						職員				
	中原図書館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 10：30～19：15 3 12：30～21：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日		中原図書館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 10：30～19：15 3 12：30～21：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
	麻生図書館柿生分館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 9：30～18：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日		麻生図書館柿生分館に勤務する職員	38時間45分（館長）	1 8：30～17：15 2 9：30～18：15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
日本民家園	日本民家園に勤務する職員	38時間45分（園長）	8：45～17：30	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び4週間を通じ4日	日本民家園	日本民家園に勤務する職員	38時間45分（園長）	8：45～17：30	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び4週間を通じ4日
青少年科学館	青少年科学館に勤務する職員	38時間45分（館長）	8：45～17：30	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び4週間を通じ4日	青少年科学館	青少年科学館に勤務する職員	38時間45分（館長）	8：45～17：30	勤務時間の途中において1時間	月曜日及び4週間を通じ4日
<p>1 この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、4週間を平均して1週間の勤務時間が、同欄の<u>時間数を超えない範囲で</u>、勤務時間、休憩時間又は週休日の<u>割振り等</u>を行うものとする。</p> <p>2 この表中勤務時間及び休憩時間の欄における時間の表記は、24時制によるものである。 (以下 略)</p>						<p>1 この表中1週間の勤務時間の欄 <u>(事務局及び総合教育センターの項を除く。)</u>における勤務時間等を割り振る者は、4週間を平均して、<u>1週間の勤務時間が同欄の時間数となるように</u>、勤務時間、休憩時間又は週休日の<u>割振り</u>を行うものとする。</p> <p>2 この表中勤務時間及び休憩時間の欄における時間の表記は、24時制によるものである。 (以下 略)</p>					